

内閣委員会
議 録
第七号

昭和二十八年七月二日(木曜日)

午後一時五十三分開議

出席委員

委員長 稻村 順三君
理事 大村 清一君 理事 高橋 等君
理事 八木 一郎君 理事 上林與市郎君
理事 鈴木 義男君
押谷 富三君 津雲 國利君
高田 弥市君 高橋圓三郎君
長野 長廣君 牧野 寛榮君
船田 中君 高瀬 傳君
栗山 博君 神近 市子君
島上善五郎君 富吉 榮二君
中村 高一君 西村 榮一君
辻 政信君

出席國務大臣

國務大臣 木村篤太郎君
出席政府委員
内閣官房長官 福永 健司君
行政管理局次官 菊池 義郎君
行政管理局次官 大野木克彦君
保安行政次官 前田 正男君
保安行政次官 上村健太郎君
大藏事務官 森永貞一郎君
(大臣官房長)

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君
専門員 小関 紹夫君

六月三十日

委員井谷正吉君及び中村梅吉君辭任につき、その補欠として神近市子君及び田中彰治君が議長の指名で委員に選任された。

七月一日
委員松田竹千代君辭任につき、その補欠として石橋湛山君が議長の指名

で委員に選任された。

同月二日

委員江藤夏雄君、永田良吉君、平井義一君、山崎巖君及び柴田義男君辭任につき、その補欠として牧野寛榮君、高橋圓三郎君、高田弥市君、押谷富三君及び上林與市郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事江藤夏雄君、山崎巖君、中村梅吉君及び島上善五郎君の補欠として、大村清一君、高橋等君、田中彰治君及び上林與市郎君が理事に当選した。

六月二十九日

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
大藏省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
同月三十日
總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(内閣提出第二三五号)

同月二十九日

増加恩給並びに傷病年金復活等に関する請願(小林錦君紹介)(第一九一七号)
同(大石ヨシエ君紹介)(第一九一八号)
軍人恩給復活に関する請願(中島茂

喜君紹介)(第一九一九号)

同(石井光次郎君紹介)(第一九二〇号)
同(木村文男君紹介)(第一九二二号)

同(山崎巖君紹介)(第一九二二号)
同外一件(坊秀男君紹介)(第一九二三号)

同(福田篤泰君紹介)(第一九二四号)
同(田中龍夫君紹介)(第一九二五号)

七月一日
軍人恩給復活に関する請願(吉田安君紹介)(第二一九八号)
同(中村清君紹介)(第二一九九号)
公務員の給与改訂に伴う恩給改訂に関する請願(花村四郎君紹介)(第二二〇〇号)

増加恩給並びに傷病年金復活に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第二二二二号)
の審査を本委員会に付託された。

同日
軍人恩給の復活に関する陳情書(鳥取果東伯郎八橋町大字徳万六百三十三番地新語五郎)(第五一三三号)
傷い軍人の恩給復活に関する陳情書(熊本果阿蘇郡山田村大字産山井正広)(第五一四四号)
戦没者遺族に対する恩給法による公務扶助料の復活に関する陳情書(東京都千代田区三軒町一番地財団法人日本遺族会長島銀蔵)(第五一五五号)
文官恩給増額に関する陳情書(滋賀

果栗太郎上田上村古市良吉外二百六十名)(第五三四号)

軍人恩給の復活に関する陳情書(佐賀県唐津市城内東旧軍人恩給復活佐賀県連盟唐津支部長樋口敬七郎)(第五三五五号)

同(熊本市大江町九品寺七十八番地熊本果恩給権擁護連盟委員長千田貞雄)(第五三六六号)

軍人恩給法案に関する陳情書(鳥取果東伯郎八橋町大字徳万鳥取果軍人軍属遺族恩給権擁護同盟委員長新語五郎)(第五三七七号)
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
理事の互選

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
大藏省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(内閣提出第二三五号)
保安隊及び警備隊に関する件

○稻村委員長 これより開会いたします。

この際お諮りいたします。理事山崎巖君、江藤夏雄君及び中村梅吉君が委員を辭任され理事が欠員となつておりますので、その補充として高橋等君、大村清一君、田中彰治君を理事として指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

○稻村委員長 御異議なければ、高橋等君、大村清一君及び田中彰治君を理事に指名いたします。

次に、理事でありました島上善五郎君から理事辭任の申出がありますからこれを許し、上林與市郎君を理事に御指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

○稻村委員長 御異議がなければ、さよう決定いたします。

○稻村委員長 總理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、その趣旨の説明を求めます。官房長官福永健司君。

總理府設置法の一部を改正する法律案
總理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。
第五條の次に次の一條を加える。
(特別の職)
第五條の二 恩給局に、次長一人を置く。
次長は、局長を助け、局務を整理する。
第六條第一項第六号中「大臣官房所管」を削る。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。

○福永政府委員　ただいま議題となりました総理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

今国会に政府から別途提案いたしました恩給法の一部を改正する法律案が

成立し、公在施行せられまして、旧軍人軍属及びその遺族に恩給が給せられるようになりますれば、これら受給者の数は二百四十六万人の多数に達し、これらの人々に関する恩給事務は相当量の事務であるばかりでなく、その裁

定のための審査及び各種具申、訴願等の複雑な事務を伴い、しかも、これらの事務は、急速に処理しなければならぬ性質のものであります。従つて、

このような多量にして複雑、しかも急速に処理しなければならぬような事務を処理する等のため、本年度におきまして総理府恩給局に、職員八十名、

臨時雇七百二名、計七百八十二名の新規増員を予定している次第であります。が、かかる多数の職員を統御し、複雑、大量の事務を急速に処理するため

には、局長のもとに新たに次長一人を置き、次長をして局長を助け、局務を整理せしめ、局長をして局務全般を一層合理的に運営せしめることが必要であると存じます。

次に、総理府部内における図書管理に関する事務の取扱ひでありますが、現行の総理府設置法では、大臣官房で管理する図書は他の各省と異なり、単に大臣官房のみの所管に限られるように規定されておりますので、これを各省並に改正して、大臣官房以外の図書についても管理し得るように改め、もつて総理府における図書資料の整備をはかり、その管理の実をあげる必要が

あると存じます。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及びその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○稻村委員長 次に昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案を議題とし、その趣旨の説明を求めます。官房長官福永健司君。

昭和二十七年十月三十一日以前に
給与事由の生じた恩給等の年額の
改定に関する法律案

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

1 恩給法（大正十二年法律第四十八号）に基く普通恩給、増加恩給（第七項症に係る増加恩給及び恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第 号。以下「法律第 号」という。）附則第十九

條の規定によつて年額を改定された増加恩給を除く。又は扶助料で、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じたもの（以下本項において「年金恩給」とい

う。については、昭和二十八年十月分以降、その年額を左の各号による年額に改定する。但し、改定年額が改定前の年額に達しないときは、改定前の年額をもつて改定年額とする。

第二号及び第三号に掲げる年金恩給以外の年金恩給については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対

を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

昭和二十六年九月三十日以前

恩給と事由の生じた年金恩給で恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第三百六号。以下「法律第三百六号」という。）附則第三項第二号に掲げるものは昭和二十六年十月一日

以後に給与事由の生じた年金
給で特別職の職員の給与に
関する法律（昭和二十四年
法律第二百五十二号）の規
定による俸給

を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第

二の仮定俸給年額を退職又は死亡當時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た

昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第三号に掲げるもの又は昭和二十六

年十月一日以後給与事由の生じた年金恩給で裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）若しくは檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に

よる俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応す

る別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

前項の規定による恩給年額の改

昭和三十七年十月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した恩給受給者は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

附則第十六條、第二十條又は第二十六條の規定により恩給法に基普通恩給又は扶助料を受けるもの当該普通恩給又は扶助料二つの

ては、これらをその退職又は死
この時に給与事由の生じたものと
なし、第一項中「法律第 号

るの「恩給法の規定」と変更して、同項の規定を適用する。

第一項又は第三項の規定により額を改定された恩給法に基く普

恩給を受ける者で法律第 号
行の際恩給法に基く普通恩給を
けていたものに恩給法第五十八
ノ三の規定を適用する場合にお

恩給（舊莊項の規定により年額改定された普通恩給）を受ける者は、法律第 号施行の受けていた年額を同項の規定により改定した普通恩給）について

規定を適用した場合に支給する
とができる額は、法律第 号
則第六條第一項但書の規定にか
わらず、支給するものとする。

附則

- この法律は、昭和二十八年十月一日から施行する。
- 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第 号）の一

部を次のように改正する。

附則第二十四條中「旧軍人、旧準軍人」を「旧軍人及び旧準軍人」に改め、「及び昭和二十七年十月三十一日以前に退職し、又は死亡した公務員（旧軍人を除き、旧準軍人以外の準公務員を含む。）

下本條において「退職公務員」という。）、「退職公務員及びその遺族の恩給については同表中欄に掲

並びにこれらの者の遺族については「及び」「それぞれ」を削る。
附則別表第三中中欄を削る。

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	假定俸給年額
---------------------	--------

五五、二〇〇	六四、八〇〇
五七、〇〇〇	六六、六〇〇
五八、八〇〇	六八、四〇〇
六〇、六〇〇	七〇、二〇〇
六二、四〇〇	七二、〇〇〇

[illegible]

七六、〇〇〇	九一、八〇〇
八〇、四〇〇	九四、八〇〇
八三、八〇〇	九七、八〇〇
八五、二〇〇	一〇〇、八〇〇
八七、六〇〇	一〇三、八〇〇

[illegible]

9,200	10,400
9,300	11,100
9,400	11,800
9,500	12,500
9,600	13,200
9,700	13,900
9,800	14,600
9,900	15,300
10,000	16,000
10,100	16,700
10,200	17,400
10,300	18,100
10,400	18,800
10,500	19,500
10,600	20,200
10,700	20,900
10,800	21,600
10,900	22,300
11,000	23,000
11,100	23,700
11,200	24,400
11,300	25,100
11,400	25,800
11,500	26,500
11,600	27,200
11,700	27,900
11,800	28,600
11,900	29,300
12,000	30,000
12,100	30,700
12,200	31,400
12,300	32,100
12,400	32,800
12,500	33,500
12,600	34,200
12,700	34,900
12,800	35,600
12,900	36,300
13,000	37,000
13,100	37,700
13,200	38,400
13,300	39,100
13,400	39,800
13,500	40,500
13,600	41,200
13,700	41,900
13,800	42,600
13,900	43,300
14,000	44,000
14,100	44,700
14,200	45,400
14,300	46,100
14,400	46,800
14,500	47,500
14,600	48,200
14,700	48,900
14,800	49,600
14,900	50,300
15,000	51,000
15,100	51,700
15,200	52,400
15,300	53,100
15,400	53,800
15,500	54,500
15,600	55,200
15,700	55,900
15,800	56,600
15,900	57,300
16,000	58,000
16,100	58,700
16,200	59,400
16,300	60,100
16,400	60,800
16,500	61,500
16,600	62,200
16,700	62,900
16,800	63,600
16,900	64,300
17,000	65,000
17,100	65,700
17,200	66,400
17,300	67,100
17,400	67,800
17,500	68,500
17,600	69,200
17,700	69,900
17,800	70,600
17,900	71,300
18,000	72,000
18,100	72,700
18,200	73,400
18,300	74,100
18,400	74,800
18,500	75,500
18,600	76,200
18,700	76,900
18,800	77,600
18,900	78,300
19,000	79,000
19,100	79,700
19,200	80,400
19,300	81,100
19,400	81,800
19,500	82,500
19,600	83,200
19,700	83,900
19,800	84,600
19,900	85,300
20,000	86,000
20,100	86,700
20,200	87,400
20,300	88,100
20,400	88,800
20,500	89,500
20,600	90,200
20,700	90,900
20,800	91,600
20,900	92,300
21,000	93,000
21,100	93,700
21,200	94,400
21,300	95,100
21,400	95,800
21,500	96,500
21,600	97,200
21,700	97,900
21,800	98,600
21,900	99,300
22,000	100,000
22,100	100,700
22,200	101,400
22,300	102,100
22,400	102,800
22,500	103,500
22,600	104,200
22,700	104,900
22,800	105,600
22,900	106,300
23,000	107,000
23,100	107,700
23,200	108,400
23,300	109,100
23,400	109,800
23,500	110,500
23,600	111,200
23,700	111,900
23,800	112,600
23,900	113,300
24,000	114,000
24,100	114,700
24,200	115,400
24,300	116,100
24,400	116,800
24,500	117,500
24,600	118,200
24,700	118,900
24,800	119,600
24,900	120,300
25,000	121,000
25,100	121,700
25,200	122,400
25,300	123,100
25,400	123,800
25,500	124,500
25,600	125,200
25,700	125,900
25,800	126,600
25,900	127,300
26,000	128,000
26,100	128,700
26,200	129,400
26,300	130,100
26,400	130,800
26,500	131,500
26,600	132,200
26,700	132,900
26,800	133,600
26,900	134,300
27,000	135,000
27,100	135,700
27,200	136,400
27,300	137,100
27,400	137,800
27,500	138,500
27,600	139,200
27,700	139,900
27,800	140,600
27,900	141,300
28,000	142,000
28,100	142,700
28,200	143,400
28,300	144,100
28,400	144,800
28,500	145,500
28,600	146,200
28,700	146,900
28,800	147,600
28,900	148,300
29,000	149,000
29,100	149,700
29,200	150,400
29,300	151,100
29,400	151,800
29,500	152,500
29,600	153,200
29,700	153,900
29,800	154,600
29,900	155,300
30,000	156,000
30,100	156,700
30,200	157,400
30,300	158,100
30,400	158,800
30,500	159,500
30,600	160,200
30,700	160,900
30,800	161,600
30,900	162,300
31,000	163,000
31,100	163,700
31,200	164,400
31,300	165,100
31,400	165,800
31,500	166,500
31,600	167,200
31,700	167,900
31,800	168,600
31,900	169,300
32,000	170,000
32,100	170,700
32,200	171,400
32,300	172,100
32,400	172,800
32,500	173,500
32,600	174,200
32,700	174,900
32,800	175,600
32,900	176,300
33,000	177,000
33,100	177,700
33,200	178,400
33,300	179,100
33,400	179,800
33,500	180,500
33,600	181,200
33,700	181,900
33,800	182,600
33,900	183,300
34,000	184,000
34,100	184,700
34,200	185,400
34,300	186,100
34,400	186,800
34,500	187,500
34,600	188,200
34,700	188,900
34,800	189,600
34,900	190,300
35,000	191,000
35,100	191,700
35,200	192,400
35,300	193,100
35,400	193,800
35,500	194,500
35,600	195,200
35,700	195,900
35,800	196,600
35,900	197,300
36,000	198,000
36,100	198,700
36,200	199,400
36,300	200,100
36,400	200,800
36,500	201,500
36,600	202,200
36,700	202,900
36,800	203,600
36,900	204,300
37,000	205,000
37,100	205,700
37,200	206,400
37,300	207,100
37,400	207,800
37,500	208,500
37,600	209,200
37,700	209,900
37,800	210,600
37,900	211,300
38,000	212,000
38,100	212,700
38,200	213,400
38,300	214,100
38,400	214,800
38,500	215,500
38,600	216,200
38,700	216,900
38,800	217,600
38,900	218,300
39,000	219,000
39,100	219,700
39,200	220,400
39,300	221,100
39,400	221,800
39,500	222,500
39,600	223,200
39,700	223,900
39,800	224,600
39,900	225,300
40,000	226,000
40,100	226,700
40,200	227,400
40,300	228,100
40,400	228,800
40,500	229,500
40,600	230,200
40,700	230,900
40,800	231,600
40,900	232,300
41,000	233,000
41,100	233,700
41,200	234,400
41,300	235,100
41,400	235,800
41,500	236,500
41,600	237,200
41,700	237,900
41,800	238,600
41,900	239,300
42,000	240,000
42,100	240,700
42,200	241,400
42,300	242,100
42,400	242,800
42,500	243,500
42,600	244,200
42,700	244,900
42,800	245,600
42,900	246,300
43,000	247,000
43,100	247,700
43,200	248,400
43,300	249,100
43,400	249,800
43,500	250,500
43,600	251,200
43,700	251,900
43,800	252,600
43,900	253,300
44,000	254,000
44,100	254,700
44,200	255,400
44,300	256,100
44,400	256,800
44,500	257,500
44,600	258,200
44,700	258,900
44,800	259,600
44,900	260,300
45,000	261,000
45,100	261,700
45,200	262,400
45,300	263,100
45,400	263,800
45,500	264,500
45,600	265,200
45,700	265,900
45,800	266,600
45,900	267,300
46,000	268,000
46,100	268,700
46,200	269,400
46,300	270,100
46,400	270,800
46,500	271,500
46,600	272,200
46,700	272,900
46,800	273,600
46,900	274,300
47,000	275,000
47,100	275,700
47,200	276,400
47,300	277,100
47,400	277,800
47,500	278,500
47,600	279,200
47,700	279,900
47,800	280,600
47,900	281,300
48,000	282,000
48,100	282,700
48,200	283,400
48,300	284,100
48,400	284,800
48,500	285,500
48,600	286,200
48,700	286,900
48,800	287,600
48,900	288,300
49,000	289,000
49,100	289,700
49,200	290,400
49,300	291,100
49,400	291,800
49,500	292,500
49,600	293,200
49,700	293,900
49,800	294,600
49,900	295,300
50,000	296,000
50,100	296,700
50,200	297,400
50,300	298,100
50,400	298,800
50,500	299,500
50,600	300,200
50,700	300,900
50,800	301,600
50,900	302,300
51,000	303,000
51,100	303,700
51,200	304,400
51,300	305,100
51,400	305,800
51,500	306,500
51,600	307,200
51,700	307,900
51,800	308,600
51,900	309,300
52,000	310,000
52,100	310,700
52,200	311,400
52,300	312,100
52,400	312,800
52,500	313,500
52,600	314,200
52,700	314,900
52,800	315,600
52,900	316,300
53,000	317,000
53,100	317,700
53,200	318,400
53,300	319,100
53,400	319,800
53,500	320,500
53,600	321,200
53,700	321,900
53,800	322,600
53,900	323,300
54,000	324,000
54,100	324,700
54,200	325,400
54,300	326,100
54,400	326,800
54,500	327,500
54,600	328,200
54,700	328,900
54,800	329,600
54,900	330,300
55,000	331,000
55,100	331,700
55,200	332,400</

して、この法律案の第四項及び附則第二項の規定が、これに関するものである。

以上が、本法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○稲村委員長 次に行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題とする。

し、その趣旨の説明を求めます。行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府	一、九一九人	
	公正取引委員会	二二七人	
	国家公安委員会	四五、二八〇人	
	国家地方警察	一一一人	
	国家消防本部	一八人	
内閣府	土地調整委員会	九五五人	うち三〇、〇〇〇人
	宮内府	九七三人	人、警察官とする。
	行政管理局	一、七四二人	
	北海道開発庁	三、二〇三人	
	自治庁	二、二三八人	
法務省	保安庁	八、一六八人	
	経済審議庁	三九五五人	
	計	六六、一七二人	
	司法試験管理委員会	四三、六五九人	うち一〇、九〇七人
	公安審査委員会	一〇人	人、検察庁の職員とする。
外務省	計	四五、三七一人	
	本省	一、六五〇人	
	大蔵省	二四、〇五一一人	
	国税庁	五一、七七一人	
	計	七五、八二二人	
文部省	本省	六三、三〇三人	うち六一、七〇三人
	文化財保護委員会	四四九人	人は、国立学校の職員とする。
	計	六三、三〇三人	
	計	六三、三〇三人	
	計	六三、三〇三人	

附則		1	2	3	4	5	6	7	8
厚生省	本省	六三、七五二人	四五、八八六人	二五、七八八人	二八、〇三六人	二二、一〇〇人	一、四四三人	七七、三六七人	一三、二七八人
	食糧庁	二八、〇三六人	二二、一〇〇人	一、四四三人	七七、三六七人	一三、二七八人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人
	林野庁	二二、一〇〇人	一、四四三人	七七、三六七人	一三、二七八人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人
	水産庁	一、四四三人	七七、三六七人	一三、二七八人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人
	計	六三、七五二人	四五、八八六人	二五、七八八人	二八、〇三六人	二二、一〇〇人	一、四四三人	七七、三六七人	一三、二七八人
農林省	本省	二五、七八八人	二八、〇三六人	二二、一〇〇人	一、四四三人	七七、三六七人	一三、二七八人	一七〇〇人	一七〇〇人
	食糧庁	二八、〇三六人	二二、一〇〇人	一、四四三人	七七、三六七人	一三、二七八人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人
	林野庁	二二、一〇〇人	一、四四三人	七七、三六七人	一三、二七八人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人
	水産庁	一、四四三人	七七、三六七人	一三、二七八人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人
	計	二五、七八八人	二八、〇三六人	二二、一〇〇人	一、四四三人	七七、三六七人	一三、二七八人	一七〇〇人	一七〇〇人
通商産業省	本省	一三、二七八人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人
	特許庁	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人
	中小企業庁	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人
	計	一三、二七八人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人
	計	一三、二七八人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人	一七〇〇人
運輸省	本省	一七、七二七人	五四人	五八人	一五八人	一七、九三四人	二五五五人	一九、九七五人	九〇人
	船員労働委員会	五四人	五八人	一五八人	一七、九三四人	二五五五人	一九、九七五人	九〇人	二二一人
	捕獲審査検査委員会	五八人	一五八人	一七、九三四人	二五五五人	一九、九七五人	九〇人	二二一人	二二一人
	海難審判庁	一七、九三四人	二五五五人	一九、九七五人	九〇人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人
	計	一七、七二七人	五四人	五八人	一五八人	一七、九三四人	二五五五人	一九、九七五人	九〇人
郵政省	本省	二五五五人	一九、九七五人	九〇人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人
	中央労働委員会	九〇人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人
	公共企業体等仲裁委員会	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人
	公共企業体等調停委員会	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人
	計	二五五五人	一九、九七五人	九〇人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人
労働省	本省	一九、九七五人	九〇人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人
	中央労働委員会	九〇人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人
	公共企業体等仲裁委員会	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人
	公共企業体等調停委員会	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人
	計	一九、九七五人	九〇人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人	二二一人
建設省	本省	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人
	首都建設委員会	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人
	計	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人
	計	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人
	計	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人
合	計	六九四、三四七人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人
	計	六九四、三四七人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人
	計	六九四、三四七人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人
	計	六九四、三四七人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人
	計	六九四、三四七人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人

までの間は、一万三千二百八十四人とする。

5 改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十八年八月一日から海上公安委員会（昭和二十七年法律第二百六十七号）施行の日の前日までの間は、保安庁の職員は、一人とし、海上保安庁の職員は、一人とし、一万六千九百九十九人とし、運輸省の職員は、一万五千二百十六人とする。

6 改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十八年八月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間は、厚生省の職員は、四万四千五百五十五人とし、引揚援護庁の職員は、千七百七十二人とする。

7 各行政機関においては、この法律施行の際現在に在職する職員のうち改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の定員（前五項の規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。）をこえる員数の職員は、昭和二十八年十一月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。

8 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項を削り、附則第七項を附則第五項とし、附則第八項中「前三項」を「前項」とし、同項を附則第六項とし、附則第九項を附則第七項とする。

○菊池政府委員 説明に先立ちまして、ちよつとごあいさつを申し上げます。

私、先般行政管理局の事務次官に就任いたしました菊池義郎であります。

ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

今回提案に相なりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、行政の簡素化経費節約の方針にのっとり、昭和二十八年の各省各庁の事業計画に即応して、必要最小限度の増員を認めると同時に、事務処理の合理化、能率化等による欠員の整理等に伴う定員の縮減を行い、もって行政機関全員の定員の適正化をはかるうとするものであります。その内容は、大要次の通りであります。

第一に、今回の改正によりまして、総理府及び大蔵、厚生、農林、通商産業、建設の五省は、その定員において縮小をみることになるのであります。その合計は千六百三十八人に相なります。

また、法務、外務、文部、運輸、郵政、労働の六省は、その定員において増加をみる側であります。その合計で六千四百四十四人に相なります。従いまして各行政機関の総定員におきましては、六十八万九千五百八十一人が六十九万四千三百七十四人となりまして、差引四千七百六十六人の増員となっております。

次に、右の定員縮減の分について、そのおもなものを事項的に申し上げますと、国立病院の地方移譲によるもの三百四十二人、賠償指定解除国有財産

管理事務の減小によるもの二百人、水産業基礎調査員制度の廃止によるもの百十八人等があり、また定員増加の分については、そのおもなものといたしましては、郵政省に現に在職する賃金要員の定員法計上によるもの四千七百八十五人、旧軍人等の恩給復活のための事務増加によるもの五百九十九人、入国管理事務の増加による入国警備官等五百二十七人、私設保税地域の出願増加に伴う税関特派職員増加二百人等があります。定員の増加と申ししましても、現に在職する賃金要員の定員法計上の措置によるものが、その大部分を占めますので、職員の純増は、実際にはほとんどないものということができますのであります。

第二に、大蔵省、農林省及び通商産業省におきまして、事務の縮小に相当の日時を要するものにつきましては、それらの事情を考慮の上、必要な員数の定員を一定期日を限り、経過的に新定員に附加して認めることといたしました。

第三に、海上公安局法施行の日の前日までの間は、海上保安庁が運輸省の外局として存続いたしますので、附則でこれに必要な経過措置を規定いたし、また昭和二十九年三月三十一日までの間は、引揚援護庁が厚生省の外局として存続いたしますので、同じく附則で経過措置を規定いたしましたのであります。

なお、定員の縮小に伴いまして、四箇月間を限り、新定員を越える員数の職員を定員の外に置くことができることとし、実人員の整理を円滑に実施するための措置をとることとしたしております。

以上が本改正案の主な内容であります。これらは、いずれも各省各庁の事業計画の履行を確保するとともに、その規模の適正を期するため必要な措置であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○稲村委員長 次は大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案の趣旨の説明を求めます。大蔵省官房長森永貞一郎君。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

以上が本改正案の主な内容であります。これらは、いずれも各省各庁の事業計画の履行を確保するとともに、その規模の適正を期するため必要な措置であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○稲村委員長 次は大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案の趣旨の説明を求めます。大蔵省官房長森永貞一郎君。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

に掲げるものを、同項第四号から第九号までに掲げるもの、第十條第十一号並びに第十三條第四号、第五号、第八号及び第十三号に掲げるものに改め、同條第一号を削り、同條第二号を同條第一号とし、同條第三号中「支払手段、貴金屬、証券及び債権を体化する書類」を「及び貴金屬」に改め、同号を同條第二号とし、同條第四号を同條第三号とする。

第二十四條の表中

東京都 東京都 東京都

東京都 東京都 東京都

東京都 東京都 東京都

東京都 東京都 東京都

東京都 東京都 東京都

東京都 東京都 東京都

東京都 東京都 東京都

東京都 東京都 東京都

東京都 東京都 東京都

東京都 東京都 東京都

東京都 東京都 東京都

井部、三浦、八三池郡、山門郡及び鹿兒島県

第二十五條第二項中「前項」を「前二項に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、東京税関及び長崎税関においては、税関長官房及び左の二部を置く。

監視部 業務部

附則 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

○森永政府委員 ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の事由を御説明いたします。

最近の税関事務の事情にかんがみ、税関行政の整備拡充をはかるため、今回東京及び長崎の二税関並びに税関研究所を新たに設置する等の必要があり、この法律案を提出いたしました次第であります。

まず東京税関の設置について申し上げますと、現在、東京税関支署は、東京港に関する税関業務のほか、東京都における合衆国軍隊の貨物等に関する税関業務、東京都に散在する保税地域の取締り等を所掌しておりますが、その事務量は最近急速に増加し、また羽田税関支署は、最近における国際航空の充実に伴って、その重要性がいよいよ増大して参つてゐるのであります。が、わが国の国際的信用を高め、今後ますます増加する事務の処理に万全を期するため、これらの税関支署を横濱

税関から分離して、東京税関を設置しようとするものであります。

次に長崎税関について申し上げますと、現在の門司税関の管轄区域は、九州及び山口県にわたつてゐるのであります。他の税関に比し、海岸線が特に長大であり、密貿易の件数も多く、また下部機関の数も他の税関に比して多大となつております。この際、一般事務量の増加に処し、特に沿海各地域における監視取締り業務の充実に期し、かつ、今後における南方諸地域との貿易の円滑をはかるため、戦前に設けられていた長崎税関を復活しようとするものであります。

次に、税関研修所の設置について申し上げます。税関行政事務には、旅行者及び輸出入貨物の通関諸手続のみならず、貨物の検査鑑定、密輸の監視取締り等複雑な事務が含まれており、特にこれらに關し第一線の職員が直接処理しなければならぬ事務が比較的多く、職員の資質能力が職務上に及ぼす影響が特に大きくなつております。従つて、限られた定員で激増する事務を円滑に処理し、対外信用の高揚をはかるため、税関研修所を創設し、組織的な指導訓練を行うこととしたのであります。

なお、以上のほか主計局及び税関の事務について所要の規定の整備をはかることといたしました。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○稲村委員長 保安隊及び警備隊に關する件について調査を進めます。木村保安庁長官に対し、先月二十七日付委員長要望に対する御回答を求めます。

木村保安庁長官。

○木村國務大臣 御回答申し上げる以前におきまして、いろいろ事情いきさつを申し上げたいと思ひます。但しここで公表することはいかかかと存じますので、ひとつ秘密懇談会でもお聞きください。すれば、その間の事情を申し上げて御了解を得たい、こう考へてゐる次第であります。

○稲村委員長 たいまより暫時休憩いたし、理事会を開きます。

午後二時十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕